

沿岸広域振興局長告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年3月21日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有芸田老線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町下有芸字肘葛78番1地先内	新	m 17.5~11.3	m 40.0
	旧	16.2~8.1	40.0
下閉伊郡岩泉町下有芸字白石畑28番1地先から6番地先まで	新	14.8~7.8	122.0
	旧	12.3~4.9	122.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- (2) 期間 平成24年3月21日から同年4月23日まで